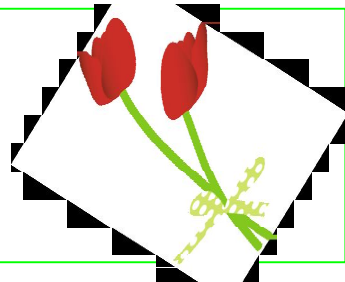


保育総合研究会広報誌 NO. 57

発行所: 保育総合研究会事務局 H26・4・23
茨城県東茨城郡茨城町上飯沼1276-1 飯沼保育園内
TEL029-292-6868 FAX 029-292-3831
発行人: 会長 梶沢幸苗



平成26年2月17日(月)午後1時から午後5時まで沖縄県那覇市、ロワジールホテル那覇で第47回定例会が行われた。

特別講演

<テーマ> 保育ドキュメンテーション内容と効果
<講師> 神戸大学大学院人間発達環境学研究科 准教授 北野幸子氏



・保育ドキュメンテーションとは
育ちの軌跡・体験からどのような力をつけどのように繋がっていくかの見通しを可視化したものである。家庭や地域社会に保育の重要性を知らせていくための1つの方法である。保育士自身も、ドキュメンテーションを作成することで実践を振り返る機会につながる。このことは、P(計画)D(実践)C(チェック)A(改善)サイクルをまわすことになり、保育の質の向上につながる。

・集団生活の中で育つもの
同じ年齢の集団で遊んだ経験の有無は、今後の成長に繋がる。集団の中では、数に触れたり数えたりする経験も多く、友だちをモデルに人間関係や気持ちの育ちが自然な形で培っている。

・子どもの学びの特徴と保育士の教育の特徴
生活や遊びの中で、子どもは保育士の相互作用で育つ。保育士に、思いを汲み取ってもらい疑問に答えてもらったりする中で多様な力が育つ。このことは、子どもは理論的に理解できないため無自覚である。しかし、保育士は、専門職であり自覚的であることが必要である。子どもの知性の信頼感を育てるために、指示命令を繰り返される学習ではなく、知りたい・やりたい・できるようになりたい気持ちを育むために遊びの中で子どもの気持ちを拾い上げて語っていくことが大切である。

・ドキュメンテーションで伝えること
ドキュメンテーションの内容は、子どものかわいい姿の写真や単なるエピソードではない。保育園での保育の様子を写真と文字で伝えることで、保護者に安心感と子どもを見る視点やヒント、家庭での保育に繋げていける。

・プロジェクトとドキュメンテーション
プロジェクト型保育で大切にしていることは、子どもが遊び込んでいる姿である。子どもが、何について興味をもち、どんな風に考え、何を自分で決め、そして主体に遊んでいることが大切である。

・ドキュメンテーション記録のポイントや改善
保育士は、日頃の保育から子どもの好奇心や探究心、憧れを生活や遊びから抽出する。子どもの活動には、色々な領域が入っているという視点をもつ。さらに、保護者に、コメントバックしてもらうことで、発信したことが保護者の育ちや視点の転換に繋がっていることが確認できる。

基調報告 (14:30~)

<テーマ> 保育要領を考える
<講師> 幼保連携認定こども園保育要領策定ワーキング委員
当会会長 梶沢幸苗

[幼保連携型認定こども園「保育要領(仮称)」について]
・「認定こども園法」の改正
幼保連携型認定こども園を学校及び児童福祉施設としての法的位置付けをもつ単一の施設に改め認可・指導監督を一本化することとした。
・学校及び児童福祉施設としての法的位置付け、新たな「幼保連携認定こども園」の教育課程、その他の教育及び保育の内容に関する事項は、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第10条において主務大臣がこれを定めることとされている。



また、その際、幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性の確保や小学校における教育との円滑な接続に配慮しなければならないとされている。

1. 幼保連携認定こども園の教育及び保育の目的
・子どもの育ちに関する理念
幼保連携型認定こども園においては、子育ての第一義的責任は保護者にあることを踏まえつつ、保護者の就労状況等により、入園時期や在園時間の異なる子どもを受け入れる施設として、この時期の子どもに健やかな成長が図られるような環境を整えることを意識しながら教育および保育に当たらなければならない。加えて幼保連携型認定こども園に在籍する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育ての支援を質・量両面にあたり充実させてることが必要である。

・基本的な考え方
幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)の策定の検討に当たっては、これら認定こども園法の趣旨を十分に踏まえ、学校と児童福祉施設の両方の位置付けをもつ幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項を考慮することとして、以下の3点を主な論点として。

- ① 幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性
 - ② 小学校教育との円滑な接続
 - ③ 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項
- 幼保連携認定こども園保育要領については、夏ごろには解説書を出し、平成26年度末には、きちんとしたものが出来上がる予定である。



基調報告Ⅱ

<テーマ> 新幼保連携認定こども園と保育所最新情報
<講師> 内閣府子ども・子育て会議委員 当会副会長 坂崎 隆浩



(子ども・子育て関連3法について)
キーワードは例外のない社会保障・給付の一体化・保育の必要性の設定・認可拡充・こども園推進・地域型給付の創設・幼稚園側の選択の意味・自由契約と公的契約・保育所側の選択の意味・代野受領と委託・公定価格・こども園新基準と移行特例・確認制度と情報公開

(平成26年春以降について)
4月～6月、骨格の提示・仮単価・幼稚園(保育所)への意向調査・市町村の条例

- ・8月 国概算要求
- ・10月 園児募集
- ・平成27年4月 新制度発足



(幼保連携型認定こども園の認可基準について)

- ・新規認可基準について
基本的な考え方→単一の基準・幼稚園と保育所の基準の高い方へ
学級編成→幼稚園と同様、満3歳以上は学級編成
職員配置／保育所と同様に職員配置、学級には保育教諭の配置 35人以下
園長等資格→教諭免許と保育士5年以上経験等
設備→園庭(運動場・屋外遊技場)は必置、代替地・屋上は原則不可
運営→教育時間(1日4時間39週を下回らない)
保育時間(開園時間11時間)
食事→2号3号提供、1号は園判断／満3歳以上外部搬入可
園児要録→小学校・転入園先
研修・職員会議・運営状況評価(自己評価・結果報告の義務)・苦情処理規程作成
保健(健康診断年2回)・感染症(1号出席停止・2, 3号再検討)・子育て支援
- ・概存施設からの移行の特例等→新規参入との違いに注意
- ・保育の必要性の認定→保育を必要とする場合の利用手順を確認
区分 標準11時間、短8時間



沖縄の先生方には、
大変お世話になりました。
ありがとうございました。



お知らせ

5月27日(火) 13時より、アイビーホール青学会館において総会並びに定例会を予定しております。皆様の参加お待ちしております。

